

# 社会保険適用事業所における『健康保険被保険者適用除外承認申請書』の 要・不要基準

## 「健康保険適用除外承認申請書」を必要とする場合

- ① 常用的な使用関係(常勤者)にある場合
- ② パートタイマー・アルバイトであっても、労働日数・労働時間数の両方が次の場合は適用除外申請が必要です。
  - ・労働日数  
1ヶ月の所定労働日数が一般従業員の概ね4分の3以上である場合
  - ・労働時間  
1日又は1週の所定労働時間が一般従業員の概ね4分の3以上である場合
- ③ 試用期間中であっても、報酬を支払い上記①、②に該当する場合
- ④ 法人の代表者で、労務が法人に提供されており、賃金(報酬)が支払われている場合
- ⑤ 法人の役員で、その実態が一般の従業員と同様と認められる場合
- ⑥ 70歳以上で厚生年金の適用を受けない場合であっても、上記①～⑤に該当する場合

## 「健康保険適用除外承認申請書」を必要としない場合

- ① パートタイマー・アルバイトであって、労働日数・労働時間数のどちらかが、次のような場合は適用除外申請が不要です。
  - ・労働日数  
1ヶ月の所定労働日数が一般従業員の概ね4分の3未満である場合
  - ・労働時間  
1日又は1週の所定労働時間が一般従業員の概ね4分の3未満である場合

「健康保険適用除外承認申請書」を必要としない場合は、大阪府医師国民健康保険組合に「健康保険適用除外承認申請書」不要理由書(様式S-3)を提出してください。

\* 労働日数・労働時間の4分の3という基準は、あくまでも目安です。一律にこの基準によって判断されるのではなく、就労の形態・内容を総合的にお考えいただき、判断されるようお願いいたします。

◇上記基準で判断し難い場合は、所轄の年金事務所にお問い合わせください。